

議長／皆さん、おはようございます。

ただいまより、平成 28 年 11 月武雄市議会臨時会を開会いたします。

これより直ちに、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第 70 号議案から第 75 号議案までの 6 議案及び報告第 11 号を一括上程いたします。

日程第 1 会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問いたしておりましたので、これに対する議会運営委員長の答申を求めます。

松尾初秋議会運営委員長

松尾初秋議会運営委員長／皆さん、おはようございます。

平成 28 年 11 月武雄市議会臨時会の招集に基づきまして議長から諮問がありましたので、本日議会運営委員会を開会し協議いたしました結果について御報告申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第 1. 付議事件について、第 2. 付議事件の委員会付託要旨について、第 3. 会期及び会期日程について、以上 3 項目でございます。

本臨時会において審議する議案等は、ただいま議長から上程のありました、条例議案 1 件、事件議案 4 件、予算議案 1 件、報告事項 1 件、計 7 件の議案でございます。

以上の件につきまして協議いたしました結果、いずれも議案は所管の常任委員会の付託を省略し、即決して差し支えない旨、意見の一致を見ました。

また、会期は本日 11 月 4 日の 1 日間が適当である旨決定をいたしました。

答申は以上であります。

議長／お諮りいたします。

会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日 4 日の 1 日間と決定いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日 4 日の 1 日間と決定いたしました。

日程第 2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、武雄市議会会議規則第 88 条の規定により、4 番山口等議員、8 番石丸議員、11 番山口裕子議員の以上 3 名を指名いたします。

日程第3 市長の提案事項に関する説明を求めます。

小松市長

小松市長／おはようございます。

平成28年11月武雄市議会臨時会の開会に当たり提案した議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、新庁舎の建設に関し、条例議案として武雄市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例を、事件議案として武雄市新庁舎建設（建築主体）工事請負契約の締結についてを初め、3件の契約議案を提案いたしております。

次に、こども図書館の建設に関し、事件議案として武雄市こども図書館建設（建築主体）工事請負契約の締結についてを提案いたしております。

また、予算議案として、主要道路整備事業の市道小楠永島線道路改良工事に係る繰越明許費を追加するため、平成28年度武雄市一般会計補正予算（第7回）を提案いたしております。

このほか、専決処分について御報告をいたしております。

詳細につきましては、御審議の際に補足させていただきたいと存じます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／これより審議を開始いたします。

日程第4 第70号議案 武雄市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

平川企画財政部長

平川企画財政部長／おはようございます。

第70号議案 武雄市役所の位置を定める条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

本議案は新庁舎建設事業に伴い、新たな武雄市役所の位置を定めるため条例の改正をお願いするものであります。

新たな庁舎の位置については、武雄市庁舎建設基本計画において、旧J A武雄会館跡地へ変更することが示されております。

市役所の位置については、地方自治法第4条の規定により条例で定めることとされており、今回、新庁舎建設工事の着手に伴い条例の改正を行うものであります。

以上、補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 70 号議案に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 70 号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 70 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 5 第 71 号議案 武雄市新庁舎建設（建築主体）工事請負契約の締結についてから、

日程第 7 第 73 号議案 武雄市新庁舎建設（機械設備）工事請負契約の締結についてまでの

3 議案を一括議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

平川企画財政部長

平川企画財政部長／第 71 号議案 武雄市新庁舎建設（機械設備）工事請負契約の締結について

て、第 72 号議案 武雄市新庁舎建設（電気設備）工事請負契約の締結について及び第 73 号議案 武雄市新庁舎建設（機械設備）工事請負契約の締結について補足説明を申し上げます。本 3 議案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に該当するため、議会の議決をお願いするものであります。

第 71 号議案 武雄市新庁舎建設（建築主体）は共同企業体による公募型指名競争とし、参加資格の申請を行った 3 つの建設企業体を指名し、10 月 13 日に入札を行いまして、五光・松尾一建・橋口建設共同企業体が消費税を含め 20 億 2068 万円で落札され、平成 28 年 10 月 19 日付で仮契約を締結したものであります。

工期は議決日の翌日から平成 30 年 3 月 23 日までとなっております。

整備内容につきましては、鉄筋コンクリート 6 階建て、述べ床面積 8373 平米となります。

議案資料 1 ページに配置図、2 ページから 7 ページまでに各階の平面図、8 ページから 9 ページに立面図、断面図、10 ページに仮契約書の写しを添付しておりますので御参照ください。続きまして、第 72 号議案 武雄市新庁舎建設（電気設備）は、共同企業体による公募型指名競争とし、参加資格の申請を行った建設企業体を指名し 10 月 13 日に入札を行い、佐電光、宮園電工、岡田電機建設共同企業体が、消費税を含め 4 億 7952 万円で落札され、平成 28 年 10 月 19 日付で仮契約を締結したものであります。

工期は議決の日の翌日から平成 30 年 3 月 23 日までとなっております。

整備内容につきましては、電灯、電源設備、動力設備その他、電気設備工事となります。

議案資料 11 ページに仮契約書の写しを添付しておりますので御参照ください。

続きまして、第 73 号議案 武雄市新庁舎建設（機械設備）工事は、共同企業体による公募型指名競争とし、参加資格の申請を行った 3 つの建設企業体を指名し、10 月 13 日に入札を行いまして、九電工、川内設備工業建設共同企業体が、消費税を含め 3 億 7908 万円で落札され、平成 28 年 10 月 19 日付で仮契約を締結したものであります。

工期は、議決の日の翌日から平成 30 年 3 月 23 日までとなっております。

整備内容につきましては、給排水設備、衛生器具設備、その他機械設備工事となります。

議案資料 12 ページに仮契約書の写しを添付しておりますので御参照ください。

以上で、補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 71 号議案から第 73 号議案の 3 議案に対する一括質疑を開始いたします。

質疑はございませんか。

23 番 江原一雄議員

江原議員／質疑通告書を提出しましたが、その内容について、庁舎建設特別議会でこの間議

論されているわけですが、この庁舎問題が当初走り出した時は、全期の議会更正の時、議長を除く全員で庁舎建設特別委員会の構成メンバーになっておりました。その段階で提案されたのは、1、2、3の3つの案を議論すると、いうことで進めております。そういう意味で現地改築か、建築改築かという、耐震問題の関係もありまして、意見をその場で発言することができました。その結果、新庁舎の改築について、反対の立場はとっておりませんでした。

しかし今期、改選をされまして、新たな庁舎建設等特別委員会の構成メンバーが、いわゆる議会運営委員会に選出している構成で庁舎建設等特別委員会が更正されました。私自身、一人会派でございますので、この庁舎建設等特別委員会の構成メンバーになっておりません。そういうことで意見を表明する場がありません。今回、入札に関する工事請負契約の締結についてであります、質問をしたいと思っております。

第一問目は、先ほどの部長の報告で説明がありましたように、入札業者グループ3つと申されましたが、こういう議案を提出されるときには、入札に関する資料、そうした入札業者の業者名、そして入札率について、ご提示いただけるものと思っておりますが、この間10年、こうした入札に関わっていますが資料は出てません。ただホームページ上には出ているかもしれませんが、議会の資料として提出をお願いしたいと思っておりますが、その点まず1点いかがでしょうか。

2点目について、5階に税務署が入る構造であります、この件も新しい庁舎建設等特別委員会の構成メンバーの中で提案されたわけではありますが、3月の申告時期など、駐車場対策はとれておられるのか。今現在、この平面図でみますと駐車場125台と。来庁舎駐車場125台とありますけれど、そうした関連含めてご説明いただきたいとおもいます。

議長／平川企画財政部長

平川企画財政部長／入札に関します資料については、非公開の項目等もございますので、この件については、現在お示ししている資料等をもってかえさせていただきたいと思っております。

また、駐車場の問題につきましては、図面上125台ということで、現在の庁舎については80台、来庁者駐車場を確保しておりますので、45台分がふえると。

さらに、お示ししております図面上、東側のほうに雇用者駐車場を確保しておりますが、繁忙期につきましては、こちらのほうが27台の部分がございます。

こういったものも解放するといったようなことも検討させていただきたいと考えております。

議長／23番 江原一雄議員

江原議員／機密事項があるからと申されましたかね。資料提出できないという・・・入札業者の参加業者名とか入札率については、そして予定価格についてはいかがですか。

議長／平川企画財政部長

平川企画財政部長／御質問いただきました入札の経過、予定価格、それから落札率、これにつきましては、当市のホームページのほうで公表させていただいております。

現時点で手持ちに資料がございませんが、ホームページのほうで御確認いただけるものと承知しております。

議長／23番 江原一雄議員

江原議員／先ほども言いましたけどホームページ——、繰り返しますけれど、当然、平面図かれこれの資料が出てますけれど、工事請負契約に関する肝心要の資料が出てないと、いうふうに思うんですよね。それ、ホームページに出ているからっておっしゃいますけど、当然、この市民の代表であるこの議会にこの資料を出さないというのは工事請負契約の審議に値しないと。出していただきたいと思いますが、議長、取り計らいをお願いします。

議長／議長に取り計らいをということですけど、今、江原議員の質問に対して、私自身もどうかと、指名業者さんの、あれはどれくらいの指名をされているのか、***は提出できないかという申し入れをしました。

しかし、これはできないということで、落札業者が決まった後、ホームページ等で公表するというので、私自身も落札業者が決まった後に初めてお聞きしたという状況でございますので、そこら付近は御理解をいただきたいと思っております。

出される部分の資料につきましては、執行部に出していただくよう、今後、申し入れておきます。

他に質疑ございませんか。

16番 宮本栄八議員

宮本議員／いよいよ20億をかけてするようになってはいるんですけども、私が新庁舎を最初に***たときにはなんか、ツタヤ代官山ね、みたいなこう見え方にして皆さんに来てもらいますよみたいなこと言われてたと思うんですけども、そうすると外構とかそういうのにどどんお金がかかると思うんですけども、そういうのがこの20億の中に入っているのかどうかですわね1点。

もう1点は、私は5階全部が税務署で、建物を特例債を使って作ったら、その後はフロアを全部買い取ってもらうから全体の金額から減るのかなと思ってたんですけども、これを見ると5階の一部ということなので、購入じゃなくて賃貸になるのかなと。賃貸金額はいくらなのかなと。

それとそれ以外の会議室というのは税務署と市役所が兼用するのかなですね。その辺を聞きたいと思います。

議長／あまり、契約案件とは関係ないようですけど。

できたら簡潔に。

平川企画財政部長

平川企画財政部長／外構工事につきましては、今回の契約の中には入っていません。

本体に関する工事の契約でございます。

賃貸額につきましては、最終工事の費用が固まった段階で算定をさせていただいて、先方と協議をさせていただくということに考えています。

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

第71号議案から第73号議案までの3議案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

次に討論・採決を行います。討論・採決については各議案ごとに行います。

まず、第71号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

23番 江原一雄議員

江原議員／ただいま議題になりました71号、72号、73号について反対の討論を申し上げます。

先ほど質疑で申し上げましたように。

／ちょっと待ってください(?)。
ちゃんと73号までといわれたんですよ。
それわかっているでしょ。

議長／討論・採決の各議案ごとにです。

江原議員／反対の討論を申し上げます。

先ほど、質疑の段階で質問しましたように、当然、この工事請負契約について資料の提出は当然ではないでしょうか。

入札業者、そして入札率、予定価格は、当然お示し願えるものではないでしょうか。

2点目には、この設計の段階で税務署が入っていますけれども、改築に反対ではありませんけれども、本来、国の施設は国の総合庁舎で進めるべきであって、自治体との合体はふさわしくないのではないのでしょうか。

そうした市民の声が、たくさん私の耳にも寄せられています。

税務署が入るのには納得ができないことを申し上げ反対の討論に変えるものであります。

議長／18番 山口昌宏議員

山口昌宏議員／賛成の立場より、討論をさせていただきます。

きょうの、この臨時議会というのはまず何だったかということ、71号議案からですけれども、新庁舎の工事請負契約の締結の審議をするという中身の中で、業者の指名あるいは入札の率これとは別に考えるべきではないかと思えます。

先ほどの執行部の答弁の中にありましたように、ホームページ等でも出してあるというようなことでありますので、今回のこの議案については、まず締結をするか、しないかという議論だと思っていますので、皆さん方の御賛同よろしくお願いします。

議長／討論をとどめます。

これより、第71号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって第 71 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第 72 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

本案は、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 72 号議案は原案のとおり可決されました。

次に、第 73 号議案に対する討論を求めます。

討論はございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 73 号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 73 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 第 74 号議案 武雄市こども図書館建設(建築主体)工事請負契約の締結について
を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

水町こども教育部理事

水町こども教育部理事／おはようございます。

第 74 号議案 武雄市こども図書館建設（建築主体）工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

議案書の 5 ページをごらんいただきたいと思います。

本議案については、平成 28 年 10 月 13 日、当該工事について指名競争入札に付した結果、五光・栗原建設共同企業体が消費税及び地方消費税を含め、2 億 3544 万円で落札され平成 28 年 10 月 19 日付けで仮契約を締結したものでございます。

工期は議決の日から、平成 29 年 7 月 31 日までとなっております。

工事概要については鉄骨造一部木造で 2 階建て。

延床面積 690 平方メートルとなっております。

なお、議案資料 13 ページに配置図。

14、15 ページ各階の平面図。

16 ページに立面図を添付しておりますので御参照ください。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

議長／第 74 号議案に対する質疑を開始いたします。

7 番 池田大生議員

池田議員／この契約締結にここに至るまでの、一般質問でも申し上げましたが、基本計画、実施設計に至るまでの会議等はどのように行われて、どのような議論をされてきたのか、それと 4 月の段階ではパブリックコメントを実施されましたが、パブリックコメントはどのようにその時点では、基本計画の中には反映をされていなかった、基本計画ですね。

基本計画の案をそのまま提案したということでありまして、反映はされてないはずで。

それをどのように基本計画の中に取り入れていかれたのか。

それと、答弁の中に駐車場のスペース不足、駐車場の不足等いわれていました。

それと既存の武雄市立図書館・歴史資料館のスペース不足、これはリニューアルによって生じた問題だと私は思っています。

設計の中で、もともとあったキッズスペース等がなくなかった中にこれをどのように検討されたのか、それと先ほど申し上げた駐車場の必要台数の調査結果を調査するということが、その調査結果がどうなったのかお尋ねをいたします。

議長／水町こども教育部理事

水町こども教育部理事／これまでの経緯ですけれども、平成 27 年の 12 月議会におきまして予算の計上をしています。

これについては、用地あるいは測量関係のお願いをして、建設の表明をしているところでございます。

それから平成 28 年の 3 月議会では、当初予算、平成 28 年度の当初予算のお願いをいたします。

関係予算 6987 万 4000 円でございます。

それからその間 F1 会議を平成 27 の 10 月から 28 年の 1 月 22 日まで計 6 回開催をさせていただきまして意見集約をしております。

並行いたしまして、アンケート調査の結果等も参考にしておりますので、これらを踏まえた上で基本計画の案を策定して、パブリックコメントに 3 月 29 日から 4 月 12 日まで記したところでございます。

その結果を受けて、平成 28 年 7 月 13 日にこの基本計画を成案としたというところでございます。

それから駐車場の件でございますが、駐車場につきましても今度のこども図書館の建設に伴いまして拡張するという予定にしております。

それから、平成 25 年のリニューアル以降、そうとうの来館者の皆さんにお越しいただいております。

これまでのアンケートの中でも子どもたちのスペースを別につくってほしいという希望もございましたので、その関連もございましたので、今度のこども図書館については子育て応援ができるその機能を持ち合わせたこども図書館を別建てでつくる、つまり西側のほうにウィングを広げてこれを解消していきたいという意図もございます。

ということで、これは本体と一体的な施設として 9 月議会で市長が説明をしたとおりでございます。

以上でございます。

議長／7 番 池田大生議員

池田議員／今、駐車場に関して検討していくということで言われましたが、以前答弁では、調査をして結果を報告いたしますということでした。

それと、その基本計画の後どのような議論をされて、この今回の議案のところまで至ったのか、この経緯というか、会議についてどのように行われてきたのか、それを再度お願いします。

議長／入札に至るまでの経緯を必要ですかね。

部長、答弁。

水町こども教育部理事

水町こども教育部理事／まず、駐車場の件ですが、駐車場は調査をしているということで、御答弁を申し上げておりますが、いつの時点でこの結果を報告するといった答弁は、私の記憶にございません。

現在も調査中でございます。

言葉をつぎますと、今現在の調査ですけれども、担当者が現場に赴きましてその混雑状況を把握しているところでございますが、平日については少し余裕が出てきたということでございまして、土日つきましても午前中につきましては少し余裕が出てきているのかなというような感触を持っておりますが、引き続きこの調査を続けて、近々、庁内で駐車場対策委員会ということで対策会議ということで、各担当の課の職員も集めましてその対策会議を開くことにしてはいますが、その中で一般の庁舎の整備をしてみたいと考えているところでございます。

それから、契約に至るまでの流れでございますが、先ほどのパブリックコメントを行った上での基本計画を策定して、それから6月に基本設計ができましたので福祉文教常任委員会のほうに説明をさせていただいております。

これについては、4つのフロアということで、その機能について説明をさせていただきました。

それからその後は、実施設計が出来上がるまでは、いろんな中身の動きがございましたので、特に詳しく御説明をする機会を設けてはおりません。

ただ、9月の市長答弁におきまして、外観図等をお示しし、それから一部鉄骨造になったということも表明をさせていただいたということでございます。

それから9月30日が実施設計の工期だったので9月30日の設計を待って、そしてその結果を常任委員会の皆様方に御説明をさせていただいたのがこれまでの経緯でございます。

議長／7番 池田大生議員

池田議員／福祉文教委員会に説明を先日されたということで、その後、私も資料の要求をいたしました。

よければ、その説明をされたときの資料を頂けませんかというときに頂いた資料はかなり少ない資料だったんですね。

今回、いろんな契約案件ではないですが、庁舎にしても、前山口委員長、現川良委員長のもと、いろいろ議論して中身についての議論をする中に私が聞き及んでいたものは一部鉄骨造りで、中身については木を使用した建物になるということを知っていましたが、後で見えて聞いたところ、鉄骨の柱になっているということで、その辺はいつ変わったのかと、あと、多分私もこういう契約に至るまで委員会付託をしないでくる案件というものは今まであったんでしょうか。

議長／水町こども教育部理事

水町こども教育部理事／これまでの経過で委員会付託をしたかどうかの実績については、答弁は控えさせていただきますが、今回の鉄骨造になったというところについては、実施設計が進む経過の中でそういう方針を示されましたので、そこについては9月に市長から一般質問の場において表明を明らかにされたところでございます。

それから、さきの福祉文教常任委員会の折りに説明させていただきました資料につきまして、きょうの最新の資料でございまして、常任委員会でお示しした資料の中にはそれこそパース図をつけて説明はしたところです。

しかし、そのパース図につきましても、検討をする部分も少し残してはおりましたので、最終的なパース図というところでは、お示しできなかった部分でございまして。

ですから、池田議員からの資料請求については、最新のお見せできる部分の図面を差し上げ、そして本日、議案資料に示している資料が図面が最新のものでございます。

以上、御理解いただきたいと思います。

議長／8番 石丸議員。

石丸議員／確認ですが、先週知事から提案されたデザインをもとになされたのかなされていないのか、ちょっとそれを確認したい。

議長／水町こども教育部理事

水町こども教育部理事／あくまでもサトウ（？）設計事務所がつくった資料です。

議長／16番 宮本栄八議員

宮本議員／私は最初からずっと疑問に持っているのは内容なんです。

こども図書館の内容。

最初、基本計画と言われたけど、私から見たら、基本構想的な漠然としたものだったということで、次にこれが10月ぐらいまでには詳しい基本計画ができると思った。

基本実施計画、基本計画に対して、実施計画。

でも、実施計画がなくて、実施設計になった。

それ、物質的な形はわかるけど、その機能、内容がわからないです。

ずっと最初からわからないわけです。

ということで、F1会議の内容はなかなかよかったが、F1会議の具体的な内容は、具体的にどこに生かされているのか、メインのボルタリングも入っていますが、まずはそこをお尋ねします。

議長／水町こども教育部理事

水町こども教育部理事／基本計画、4月につくりました基本計画をもとに、基本設計と基本実施設計をもって具現化していくということで御説明を申し上げてきたとおりでございます。それまでもそういう説明をしてきたつもりでございます。

それからF1会議の中身については基本計画の中に、しっかりと盛り込まれていると認識しています。

議長／16番 宮本栄八議員

宮本議員／F1会議は***具体的ですよ。

だから言われているけど、具体的な、もわっとしたゾーンになっていますし、それもおかしいなと思いますが、一般質問でないのでやめますけど、それと私が最初の図面を見て、一番いいなというか、武雄にないなというのは、外の噴水。

石畳から出てくる噴水。

それは、これにはどうも入ってないような感じがするな。

それと、TSUTAYAのほうの、空間プロデュースとか出てきますよね、その辺についてはどうなっているかお聞きします。

議長／水町こども教育部理事

水町こども教育部理事／今回の契約内容については、外構工事を含んでおりませんので、外構関係の中身は、含まれておりません。

それから、先ほどF1会議の中で、より具体的な提案があったという御質問内容でしたが、F1会議の中身については、文章立てでこのような子ども図書館がほしいという項目立てがなされているものでありまして、具体的に概要の入口とか、いろんなものは提案はされておられません。

議長／16番 宮本栄八議員

宮本議員／F1会議、具体的に書いています。

4、5ページにいっぱい書いてあります。

だから、ちょっとそれはそういうことですけども、そしたらそのTSUTAYAのあれは、どういう、食事スペースのところはTSUTAYAの空間プロデュースになってないのかということと、今度連結道路とつなぐ連結道路まで入って、連結道路で、今の図書館の改造賃(?)も一部も入ってるんですかね。

議長／水町子ども教育部理事

水町子ども教育部理事／子ども図書館と、現図書館本館との連結の通路については、今回の契約の中には、含まれておりません。

議長／23番 江原議員

江原議員／さきの議案でも質問しましたが、74号議案についての工事請負契約の議案について、資料の提示をあわせてお願いしたいと思いますが、入札業者名と予定価格の向上についていかがですか。

議長／水町子ども教育部理事

水町子ども教育部理事／先ほどの庁舎建設の議案と同じく、答弁としては企画財政部長が行った答弁と同じでございます。

議長／23番 江原議員

江原議員／この議案を審議する上で、不十分だと申し上げておきたいと思います。

もう1点、先ほどの質疑の中で、サトウ設計が、あくまでも設計したからという表現で答弁

されていまして。

しかし、市長はさきの一般質問の中で、CCCに入ってもらおうということを表明されました。その経緯について、どういう議論がされて、設計に組み込まれて出てきたのか、いかがですか。

議長／水町こども教育部理事

水町こども教育部理事／設計図につきましては、答弁いたしましたとおり、あくまでもサトウ設計が作成した設計図です。

ただ、市長が9月に申し上げましたとおり、CCCのほうにもアドバイスをいただくということで、設計をする過程におきましては、CCCの意見等も聴取されていると思います。

議長／質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

23番 江原議員

静かに。

江原議員／74号議案について反対の討論を申し上げます。

こども図書館の建設について、これまで討論、議論してまいりました。

本議案は工事請負契約案件であり、先ほど質疑しましたように工事請負契約の資料提示を申し上げましたけれども、入札業者名、予定価格については示す答弁はありませんでした。

今後、こうしたことがないように資料提出を求めたいと思います。

第2点に、このこども図書館のそもそもの問題は3点あります。

1つは、リニューアル時、こども図書館のスペースが機能化を弱体化させてしまったことに原因があります。

2点目にそうした意味で、新小松市政になった段階で市長自身はつくらないと表明されたに

もかわらず、全員協議会で釈明をさせられ推進に立場を変えてしまわれました。

そうした中で今回出てきた今回のこども図書館問題については、まさにリニューアルされた中で、特定のCCCのライフスタイルのこども図書館の押しつけ版ではないでしょうか。

私も福祉文教委員会の中で、厨房が2つあるのはなぜかと質問しましたが、答弁はありません。

まさに、子どものお話の部屋と***したことの復元もなく(?)まさにまさに子どもスペースの機能をまさに新たにリニューアルして、子どもスタイル、CCCのライフスタイルの押しつけといわざるを得ません。

私は今回のこのこども図書館、こうしたこの2年間の経過を見て承服できない、反対せざるを得ません。

以上申し上げ反対討論にかえるものであります。

議長／11番 山口裕子議員

山口裕子議員／ただいま、74号議案に対しまして賛成の立場で討論させていただきます。

この案件に関して、いろいろと意見が出ております。

先ほど、反対討論をされた方も同じ委員会です。

委員会の中で、今回武雄市こども図書館建設については、本当に十分な審議を行っております。

執行部のほうからも、本当に最大限に生かした意見の通る十分なこども図書館になるように、いろいろな形で委員たちも意見も出しております。

本当に予算もあります。

一人ひとりの意見が全て叶うものというのは、本当に難しいものです。

江原議員さんもわかっていらっしゃると思います。

同じ委員会の中にいらっしゃるし。

その中で3つのことも言われましたが、リニューアル時の問題点とかも言われました。

それに市長が意見を変えたはずだとか、あと、厨房を2つで対応、何の対応もなかったです。

これはきちんと厨房2つ備えてあるのは、2つ対応したいというふうに答弁をきちんと受けております。

そういうことを考えると、今まで、委員会の中で進めてきたものは、何の問題もないと思っています。

市民のニーズもどんどん変わりますし、市長がきちんとこういう形で、子どもたちの子育て支援を充実したいというのは、それを受けてこれが進んでいるものと思っています。

よりまして、今回は武雄市こども図書館建設の工事請負契約の締結についてでありますので、

武雄市議会の議事すべき(?)契約及び財産の取得、または処遇に関する条例第2条の規定により、議会に議決を求められたものです。

皆さん方の賛同をよろしくお願いいたします。

議長／16番 宮本栄八議員

宮本議員／反対の立場で討論させていただきます。

こども図書館自体の構想については反対じゃないですが、あまりにも何ですかね、内容じゃなくて建物先行(?)というふうな感じに、私自身感じられてしまいます。

F1会議の人も、結構、私から見えていい案だなというものもたくさんありました。

これがどのくらい盛り込まれていくのかなと、これが今からの、何というか、市の職員の提案が具現化していくのかなというふうに思っていたんですけども、今のところ、基本計画が実施計画じゃなくて実施設計になって、その事務的なのというか、図面的な話になってしまっている。

そういうこともありまして、今回、そこに対してちょっと異議を呈することが今後のこども図書館の考え方の再構築になるのかなというふうなことも考えまして、今回反対したいと思います。

議長／19番 川原議員

川原議員／第74号議案に対して賛成の立場で討論させていただきます。

これは、庁舎建設のさっきの議案と一緒にございますが、やはりこれは契約案件なんですね、今回提出されているのは。

そういうことで、確かに今いろいろ御意見ございましたが、ここに至るまでの経過、それは確かに説明不足と私も思っております。

しかしながら、今回もうここまで、仮契約までできたわけでございますので、後は、修正できる部分は今回、後から申請できるかもわかりませんので、そういう意味で今回のこの契約というものを考えますと、賛成したいと思います。

皆さんの同意をよろしくお願いいたします。

議長／7番 池田議員

池田議員／今議案に反対の立場で討論をさせていただきます。

質疑の中でも質問いたしましたけれども、今までの経過が議論をする部分がまだまだ足りて

いないんじゃないかという部分を含め、子どものこういう施設について、小松市長が物すごく力を入れられて、将来を考えておられるということを十分考慮してもですね、ほんとにいいものをつくっていくためには、先般いろんな騒動がっております。

交通事故、子どもたちの通学路に車が進入して死亡事故等が起きております。

今求められているのは、いろんな安全・安心対策ですね。

避難所となる公民館の耐震もとれていないとかですね、指定を外したとか、そういうこともあります。

今優先させるべき課題として、安全・安心、これをまず第一に考えていくこと。

それと先ほど、駐車場の問題、今後検討していくということが言われました。

本当にあそこに施設ができたときにですね、安全・安心が担保できるのかと、まずそこまでしっかりと議論をして、また施設内についても、子どもたちが本当によかったと思える施設にしていくためにはまだ中身について議論をする必要があるんじゃないかと思い、私の反対討論といたします。

議長／20番 牟田議員

牟田議員／賛成の立場で討論させていただきます。

先ほどからこの議会で聞いていると、議会への経過説明という言葉が主にあります。

このこども図書館のもともとの出発点というのは、図書館を改築するときにはいろんな意見を聞く、そしてその後アンケートでこども図書館が欲しいというところからスタートしております。

さらに、小松市長のことも言われましたけれども、小松市長は選挙のとき、その後ずっと一貫して言われているのは、私は子育てが一丁目一番地ですという言葉をよく使われています。そういう中の具現化が今回のこども図書館であると思います。

やっぱり子育てというのはいろんな面でサポートしていかなきゃなりません。

そういう中でこのこども図書館、大きく武雄市の子育て、そして文化を広くすることと思ひ、賛成の立場で賛成したいと思います。

皆様の御賛同をお願いいたします。

議長／討論をとどめます。

これより第74号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 74 号議案は原案のとおり可決されました。

18 番 山口議員

山口昌宏議員／2点ほど議事進行させていただきたいと思いますが、まず1点目、私たちの委員会は十分に審議をした結果であり、反対の討論のないままこの本会議場で反対する、同じ委員会の中でそういうことはあってはならないことだと思うんですね。

その辺について1点は、議長ちゃんと精査をしてください。

もう1点目、委員会の審議がなされていないというような言われ方ですけども、では我々の委員会が審議をしてないような言い方なんですね。

こども図書館について、我々の委員会は十二分に審議をしたと思っております。

それを、他の委員会の人がしていないと言うのはいかななものかと思うんですよ。

その辺についての精査をよろしくお願いします。

議長／ただいまの議事進行についてでございますけれども、委員会に議案を付託する場合には、本会議に諮って議長が各委員会に付託をします。

その場合には賛成、反対、確実な答申を求めるということになっております。

ここで決まらない場合には、本会議に諮って皆さんにあるということで、もう委員会の面目がないという状況になりますので、委員会で今までいろんな議論をしながら賛否を表明していただいております。

今回もしていただいているということをお聞きしておりますので、***委員会の審議はなされてると私は確信しております。

あと、そういう審議をして***ですね。

あと先ほど言いましたように、付託しない場合にも所管の常任委員会には***にわたって説明も執行部からしていただいているということで、いろんな指摘を受ける瑕疵はなかったと、このように思っております。

以上です。

以上、進めます。

日程第9 第75号議案 平成28年度武雄市一般会計補正予算(第7回)を議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

平川企画財政部長

平川企画財政部長／第 75 号議案 平成 28 年度武雄市一般会計補正予算（第 7 回）について
補足説明を申し上げます。

補正予算書の 1 ページをごらんください。

第 1 条の繰越明許費では、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により、翌年度に使用することが
できる経費を（第 1 表）繰越明許費とするものでございます。

（第 1 表）繰越明許費について御説明を申し上げます。

補正予算書の 2 ページをごらんください。

8 款土木費、2 項道路橋梁費の主要道路整備事業において、平成 29 年 3 月までの工期では工
事完了が見込めず、適正工期を確保して工事発注する必要があるため、市道小楠永島線等に
係る事業費 1 億 2000 万を次年度に繰り越すものでございます。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長／第 75 号議案に対する質疑を開始いたします。

16 番 宮本議員

宮本議員／繰り越しはあって悪くはないんですけども、その理由がですね、どういうふう
なことになっているのかなど。

あそこはもう 3 年間もとめるわけですよ。

もっと長くとめるということになるもので、その理由を教えてください。

議長／古川まちづくり部長

古川まちづくり部長／この小楠永島線の橋梁工事でございます、武雄にかかっている橋梁
でございます。

この河川に伴う橋梁の工事の場合はですね、濁水期にならないと工事に着手できません。

それで、現在、現橋の解体撤去工事を発注しております。

その後、新たな、橋梁下部工に着手するわけでございますが、標準工期がとれなくなります。

ということで、また来年も出水期になればちょっと工事を中断しないといけなくなるので、
工期的に長く時間がかかるというのが現状でございます。

以上でございます。

議長／16番 宮本議員

宮本議員／そういう、その水の状況ということはわかったんですけども、そしたらそれが完成した後でしたら、その周りをつくったらすよ、もう10年ぐらいなるんじゃないかと思うんですけども、何か同時並行にはできんのですか。

議長／古川まちづくり部長

古川まちづくり部長／主要道路事業はこの路線だけではございませんので、市の財政上でもそんなの、そこだけをするということには現在なっておりません。
そういうところでございます。

議長／質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は所管の常任委員会付託を省略いたします。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第75号議案を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第75号議案は原案のとおり可決されました。

日程第 10 報告第 11 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者からの補足説明を求めます。

古川まちづくり部長

古川まちづくり部長／報告第 11 号 専決処分の報告について補足説明を申し上げます。

議案書の 6 ページでございます。

この件につきましては、市道の維持管理における市嘱託職員の作業中の瑕疵を起因とした事故に対する損害賠償額について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定並びに市長の専決処分事項の指定に関する条例に基づき、平成 28 年 10 月 12 日に専決処分したものでございます。

事故の内容につきましては、平成 28 年 9 月 1 日午前 10 時頃に、東川登町永野の市道の草刈り作業において、草刈り機において誤ってはねた飛び石により、通行中の車両が受けた損害に対する修理代金として事故被害者に 7 万 * * * 964 円を支払ったものでございます。

なお賠償金につきましては、全国町村会総合賠償補償保険から全額支弁されます。

これより、市道等維持管理業務担当者に対し、作業中の安全確保について細心の注意を払い業務を遂行すべく指導を行っておりますが、今回の事故を受けてより一層の注意喚起を行い、今後事故のない市道等の維持管理に邁進したいと考えております。

以上、報告いたします。

よろしく願いいたします。

議長／報告第 11 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

報告第 11 号は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

以上で本臨時会の日程をすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成 28 年 11 月武雄市議会臨時会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。